



令和3年6月30日
関東財務局

令和3年度予算執行調査の調査結果の概要について
(6月公表分)

【お問い合わせ】

関東財務局 理財部 主計第2課

電話 048-600-1102

関東財務局ホームページ <http://kantou.mof.go.jp>

令和3年度予算執行調査の調査結果の概要について（6月公表分）

- 財務省は、令和3年度予算執行調査の対象とした39件のうち、調査を終了した24件の結果を公表しました。残りの調査事案については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しつつ、引き続き調査を行い、調査が終了次第、公表する予定です。
- 調査を終了した24件のうち、関東財務局は4件の調査（うち2件については財務本省と関東財務局の共同調査）を実施しました。
- これらの調査結果については、財務省から各府省に対し令和4年度予算の概算要求や今後の予算執行に確実に反映するよう要請します。

令和3年度予算執行調査（6月公表分：関東財務局調査事案）

- 関東財務局が実施した4件の調査は以下のとおりです。

1. 関東財務局取りまとめ事案

No.	省庁名	調査事案名	調査主体 (注)	取りまとめ 財務局
1	厚生労働省	障害福祉サービス等（障害児通所支援）	共同	関東
2	経済産業省	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	共同	関東

2. 調査協力事案

No.	省庁名	調査事案名	調査主体 (注)	取りまとめ 財務局
1	内閣府	地域経済分析システム（RESAS）による地方版総合戦略支援事業等に係る経費	共同	北海道
2	厚生労働省	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	財務局	四国

(注) 「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

「財務局」：財務局調査（財務局職員が実施する調査）

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

総括調査票

(関東財務局が取りまとめた調査事案)

総 括 調 査 票

調査事案名	(17) 障害福祉サービス等 (障害児通所支援)			調査対象 予 算 額	令和元年度：280,993百万円の内数 (参考 令和3年度：383,501百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	障害児入所給付費等負担金	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

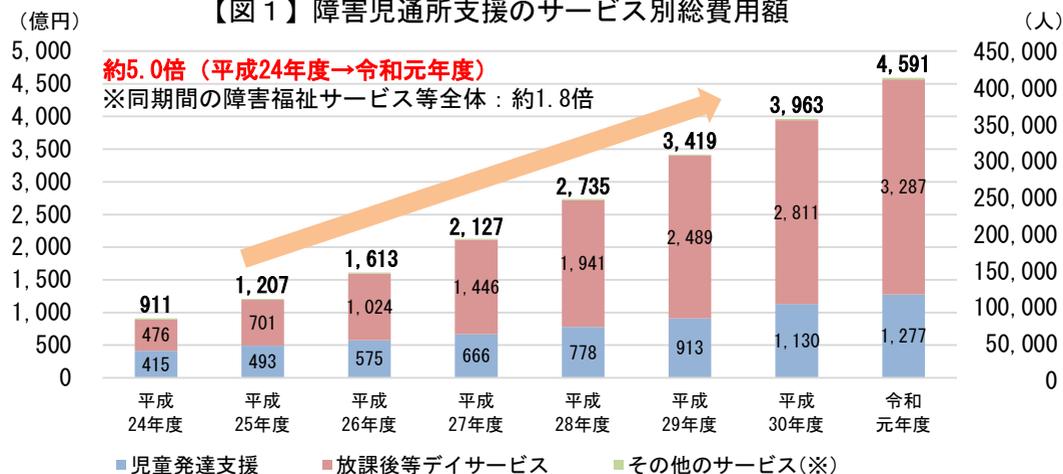
障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者には、その対価として支払われるサービス費用である。サービスの種類によって、提供に係る人件費や物件費といった費用が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに基本報酬単価が定められており、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

障害福祉サービス等のうち、障害児通所支援とは、児童発達支援や放課後等デイサービス等を指し、児童発達支援は、主に未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中における生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するサービスである。

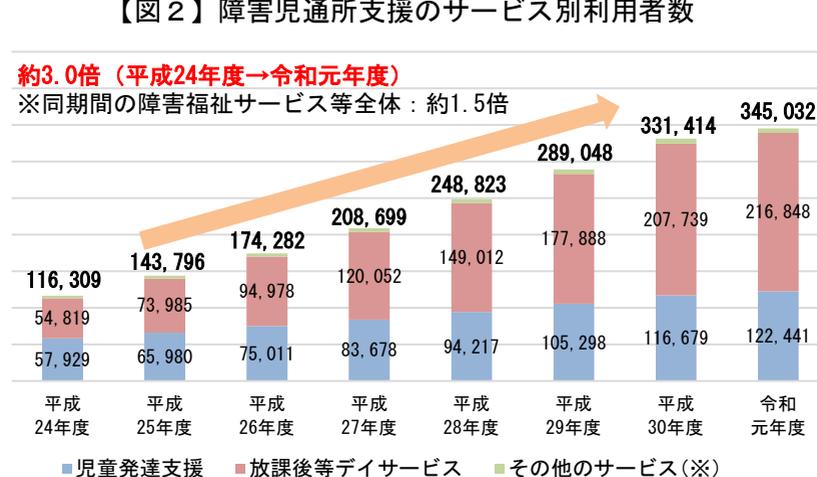
障害福祉サービス等に係る総費用額や利用者数は、全体として近年増加してきているが、障害児通所支援について見るとその伸びは著しく、障害福祉サービス等全体の総費用額・利用者数の伸びを大きく上回っている。【図1、図2】

児童発達支援や放課後等デイサービスは、営業時間に応じた報酬設定となっているものの、利用者ごとのサービス利用時間は考慮されない仕組みとなっていることから、利用者ごとのサービス利用時間等を分析することにより、現行の報酬設定の妥当性について検証する。また、利用者ごとの1月当たりの利用日数(支給量)については、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することになっているが、市町村によって決定された支給量に差異がないか検証する。

【図1】 障害児通所支援のサービス別総費用額



【図2】 障害児通所支援のサービス別利用者数



(※) 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報

(※) 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報 (各年度3月)

総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 障害福祉サービス等（障害児通所支援）

②調査の視点

1. 放課後等デイサービス・児童発達支援におけるサービスの利用状況

放課後等デイサービス・児童発達支援の基本報酬については、利用者ごとのサービス提供時間が考慮されていないため、利用者ごとのサービス利用時間等を分析することにより、現行の報酬設定の妥当性について検証を行った。

【調査対象年度】
令和元年度
(令和元年10月サービス提供分)

【調査対象先数】
・都道府県
・政令指定都市、中核市
・令和元年10月における児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者数が上位10位までの市町村（特別区含む）

調査対象先数：521箇所
回答数：515箇所
回答率：98.8%

③調査結果及びその分析

1-①. 放課後等デイサービスにおけるサービスの利用状況

(1) 営業時間に応じた報酬設定

放課後等デイサービスの報酬については、営業時間に応じた設定となっており、営業時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえ、通常より低い基本報酬が設定（または基本報酬が減算）されている。その一方で、利用者ごとのサービスの利用時間は考慮されない報酬体系となっている。【表1】

【表1】放課後等デイサービスにおける営業時間別基本報酬

営業時間	平日（授業終了後）		休日（学校休業日）		
	3時間以上	3時間未満	6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満
基本報酬	604単位	591単位	721単位	15%減算	30%減算

※重症心身障害児（以下「重心児」という）以外を対象とする利用定員10人以下の事業所において、医療的ケア児以外の障害児に支援を行う場合。
※令和3年度報酬改定後の単価

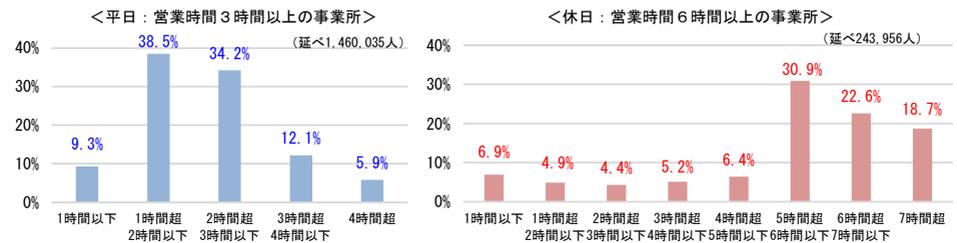
(2) 利用者別・事業所別のサービス利用時間の実態

- ・利用者ごとの利用時間については、平日・休日ともに大きなバラツキがあり、1時間以下の短時間利用から7時間を超える長時間利用まで、多様な利用実態となっている。【図3】
- ・事業所ごとの平均利用時間にも大きなバラツキがあり、例えば休日における平均利用時間が7時間超の事業所が全体の約15%を占める一方、1時間以下の事業所も約5%を占めるなど、事業所ごとのサービス提供実態に大きな差異が生じている。【図5】
- ・上記の傾向は、営業時間の長い事業所においても同様であり、現行の報酬設定では、利用時間に大きな差異があった場合でも同額の報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性がある。【図4、図6】

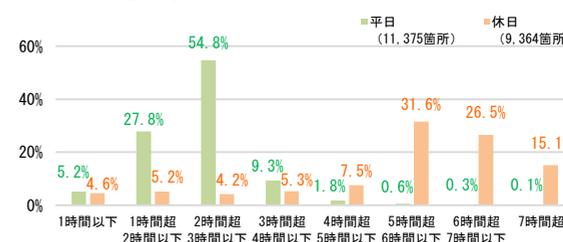
【図3】利用時間別の利用者の分布（全体）



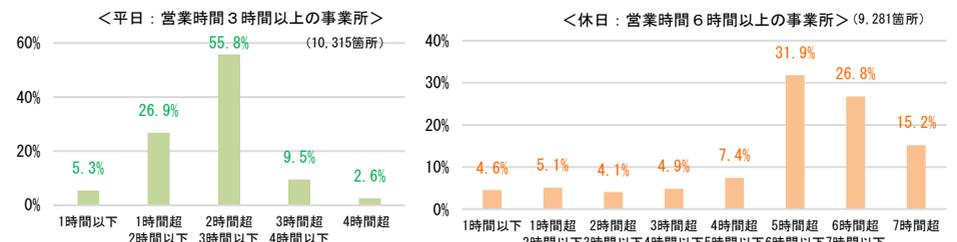
【図4】利用時間別の利用者の分布（営業時間の長い事業所）



【図5】平均利用時間別の事業所の分布（全体）



【図6】平均利用時間別の事業所の分布（営業時間の長い事業所）



総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 障害福祉サービス等（障害児通所支援）

③調査結果及びその分析

1-②. 児童発達支援におけるサービスの利用状況

(1) 営業時間に応じた報酬設定

児童発達支援の報酬については、営業時間に応じた設定となっており、営業時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえ、基本報酬が減算される仕組みとなっている。その一方で、利用者ごとのサービスの利用時間は考慮されない報酬体系となっている。

【表2】

【表2】 児童発達支援における営業時間別基本報酬

事業所類型	児童発達支援センター（以下「センター」という）			児童発達支援センター以外（以下「その他の事業所」という）		
	6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満	6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満
基本報酬	1,086単位	15%減算	30%減算	754単位	15%減算	30%減算

※「センター」は、重心児・難聴児以外を対象とする利用定員30人以下の事業所において、医療的ケア児以外に支援を行う場合。

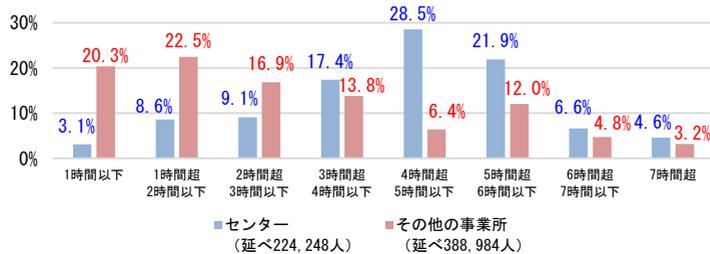
「その他の事業所」は、重心児以外（主に未就学児）を対象とする利用定員10人以下の事業所において、医療的ケア児以外に支援を行う場合。

※令和3年度報酬改定後の単価

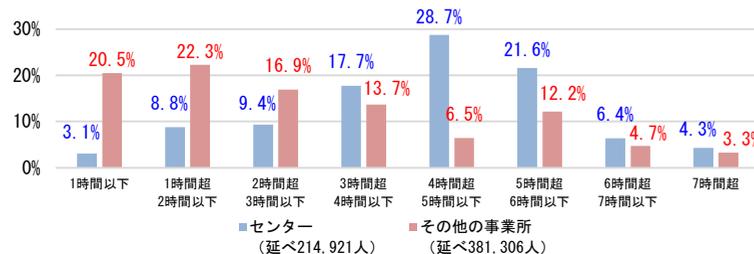
(2) 利用者別・事業所別のサービス利用実態

- 利用者ごとの利用時間については、センター・その他の事業所ともに大きなバラツキがあり、1時間以下の短時間利用から7時間を超える長時間利用まで、多様な利用実態となっている。【図7】
- 事業所ごとの平均利用時間にも大きなバラツキがあり、特にその他の事業所では、平均利用時間が6時間超の事業所が全体の約7%を占める一方、1時間以下の事業所が約13%を占めるなど、事業所ごとのサービス提供実態に大きな差異が生じている。【図9】
- 上記の傾向は、営業時間の長い事業所においても同様であり、現行の報酬設定では、利用時間に大きな差異があった場合でも同額の報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性がある。【図8、図10】

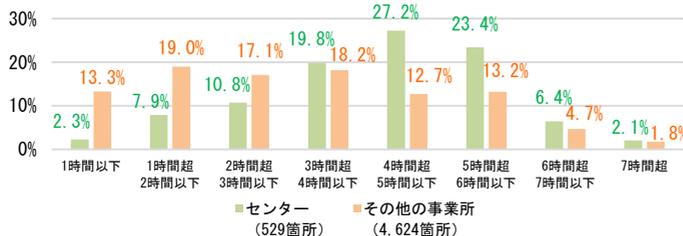
【図7】 利用時間別の利用者の分布（全体）



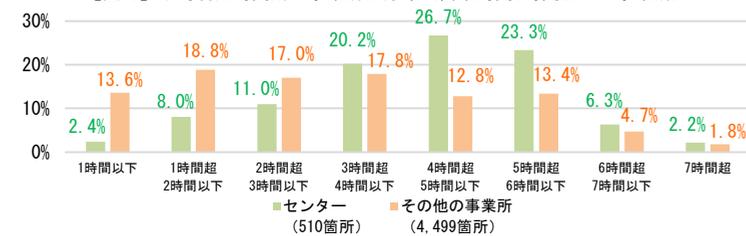
【図8】 利用時間別の利用者の分布（営業時間6時間以上の事業所）



【図9】 平均利用時間別の事業所の分布（全体）



【図10】 平均利用時間別の事業所の分布（営業時間6時間以上の事業所）



④今後の改善点・検討の方向性

1. 放課後等デイサービス・児童発達支援におけるサービスの利用状況

利用者ごとの利用時間や事業所ごとの平均利用時間に大きなバラツキがあることに鑑み、サービス提供に係るコストが適切に報酬に反映されるよう、サービスの質も踏まつつ、利用時間の実態を勘案した報酬体系への見直しを検討するべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 障害福祉サービス等（障害児通所支援）

②調査の視点

2. 市町村における支給決定の状況

利用者ごとの1月当たりの利用日数（支給量）については、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することになっているが、市町村によって決定された支給量に差異が生じていないか、検証を行った。

【調査対象年度】
令和元年度
（令和元年10月において有効な支給決定）

【調査対象先数】
・政令指定都市、中核市
・令和元年10月における児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者数が上位10位までの市町村（特別区含む）

調査対象先数：474箇所
回答数：471箇所
回答率：99.4%

③調査結果及びその分析

2. 市町村における支給決定の状況

(1) 市町村における支給決定の考え方

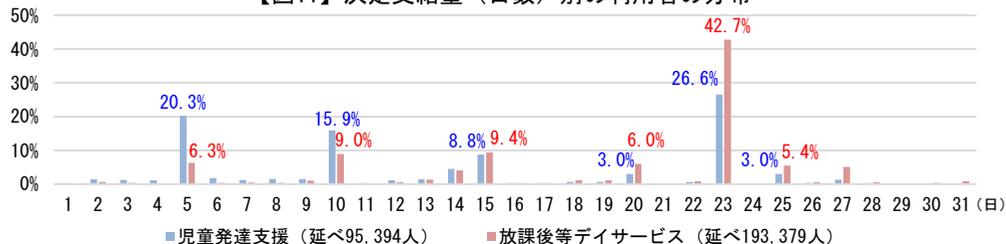
障害児通所支援の支給決定に当たっては、市町村が利用者ごとに適切な1月当たりの利用必要日数（支給量）を定めることとされているが、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、支給量の上限は、原則として、各月の日数から8日を控除した日数とされている。（平成28年3月7日厚生労働省通知）

（注）ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の上限日数を超えて利用することが可能。

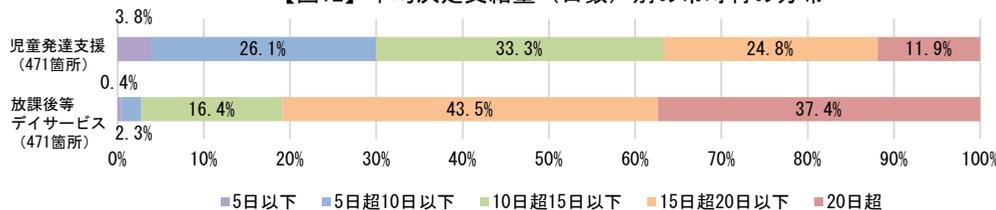
(2) 利用者別・市町村別の決定支給量

- ・利用者ごとの1月当たりの決定支給量は、原則の上限日数である23日の割合が高くなっていく。特に、放課後等デイサービスについては、決定支給量が23日である利用者が4割超となっており、高い割合を占めている。【図11】
- ・市町村別の平均決定支給量について、大きな地域差が見られる。例えば、放課後等デイサービスについては、平均決定支給量が15日以下の市町村が約2割存在する一方で、20日超である市町村が約4割となっており、市町村ごとに大きなバラツキがある。また、全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村が一定程度存在していることから、各市町村における支給量の決定が、必ずしも個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっていない可能性がある。【図12、表3】

【図11】 決定支給量（日数）別の利用者の分布



【図12】 平均決定支給量（日数）別の市町村の分布



【表3】 全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村

	児童発達支援 (471箇所)	放課後等デイサービス (471箇所)
100%の市町村	15箇所 (3.2%)	17箇所 (3.6%)
90%以上の市町村	28箇所 (5.9%)	63箇所 (13.4%)
80%以上の市町村	47箇所 (10.0%)	101箇所 (21.4%)
70%以上の市町村	65箇所 (13.8%)	168箇所 (35.7%)

※箇所数は累積値

④今後の改善点・検討の方向性

2. 市町村における支給決定の状況

各市町村における支給量の決定が、個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっているかどうか、その妥当性を検証した上で、より利用者のニーズに基づいた支給決定を行うための具体的な基準の設定を検討するべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名	(25) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金		調査対象 予算額	令和2年度：4,848百万円の内数 ほか (参考 令和3年度：4,200百万円の内数)			
府省名	経済産業省	会計	エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定)	項	燃料安定供給対策費	調査主体	共同
組織	—			目	石油製品販売業構造改善対策 事業費等補助金	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

災害発生時において、道路等が寸断した場合に、燃料供給側における強靱化だけでは、その供給が滞る可能性がある。このため、避難所や避難困難者が発生する施設といった社会的重要なインフラにおいて、災害発生時に自家発電設備等を稼働させるための燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等（以下「燃料タンク」という。）の設置を支援し、需要家側における自衛的な燃料備蓄を促進する。

主な補助要件

○対象となる設置施設

- ・ 公的避難所（地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設（自治体庁舎、学校、公民館などの公共施設））
- ・ 一時避難所となり得るような施設（地方公共団体が災害時に避難所として活用できることを認知しているもの）
- ・ 災害発生時に避難所まで避難することが困難な者が多数生じる医療施設、福祉施設

○災害発生時に備えて常時3日以上の備蓄をしておくこと

※防災基本計画において、発災当初の72時間は、救命・救助活動において、極めて重要な時間帯であるとされている

事業の流れ、補助率

国 → 民間団体等 → 民間企業等

補助
(定額)

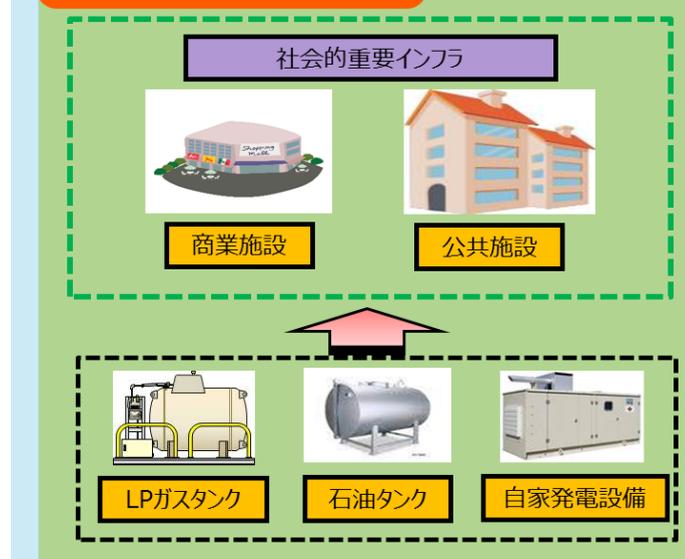
補助

中小企業：2/3
大企業：1/2

事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

需要家側への燃料備蓄の推進



②調査の視点

1. 燃料タンクの設置状況等について

- 多数の燃料タンクが近接していないか。また、設置地域に偏りが生じていないか。
- 国及び事業者は、自治体ごとにどの程度の燃料タンクが必要か把握しているのか。また、設置にあたって国・自治体・事業者間の連携が図られているか。

2. 燃料の備蓄状況及び使用訓練の実施状況等について

- 災害発生時に避難所としての機能が果たせる状態となっているか。

【調査対象年度】
平成30年度～令和2年度

【調査対象先数】
・ 民間事業者：209先
・ 補助を受けた民間事業者が存在する市区町村：157先

総 括 調 査 票

調査事業名 (25) 災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

③調査結果及びその分析

1. 燃料タンクの設置状況等について

○ 本事業で新たに設置した燃料タンクの設置状況を確認したところ、45基（約2割）が既設の燃料タンクと近接（2km未満（※））していた。また、近接していた45基について確認したところ、20基は過去に本事業で設置した燃料タンクであった。【表1】

（※）広域避難地の機能を有する都市公園の配置基準（避難時間1時間での避難距離を踏まえ、おおむね2km圏域に1箇所としている）を参考とした。

○ 近接している燃料タンクの半数以上が、本事業によらず自治体自らが設置した燃料タンクであったことから、自治体に対して本事業を知っているか確認したところ、約6割が「知らない」と回答した。

また、本事業を知っていると回答した自治体に対して、本事業による燃料タンクの設置状況を把握しているか確認したところ、「把握している」と回答した自治体は約2割にとどまっていた。

【表2】

さらに、事業者に対して設置先の自治体における燃料タンクの設置状況を知っているか確認したところ、約半数が「知らない」と回答した。【表3】

○ 本事業の審査基準を確認したところ、①国土強靱化地域計画を策定している市区町村に設置する案件、②地震防災対策強化地域等に設置する案件、の優先順位で採択することとされているが、市区町村・地域内における設置基準については特段定められていない。

○ これらのことを踏まえると、想定避難者数など各地域の実情を踏まえて精査する必要があるものの、燃料タンクの設置地域に偏りが生じている可能性がある。

2. 燃料の備蓄状況及び使用訓練の実施状況等について

○ 燃料タンクの備蓄量について、防災基本計画においては発災当初の72時間が救命・救助活動の極めて重要な時間帯であるとされていることを踏まえ、設置した燃料タンクの備蓄量を確認したところ、約2割の事業者の備蓄量が3日未満となっていた。【表4】

○ 設置した燃料タンクにおける使用訓練の実施状況を確認したところ、実施していない事業者が約4割存在していた。【表5】

○ 本事業で燃料タンクを設置した事業者のうち、日常的に当該燃料を使用している事業者が約8割存在していた。【表6】

また、上記の備蓄量が3日未満となっていた事業者のうち、約8割が日常的に使用している事業者であったにもかかわらず、必要となる備蓄量を確保できていなかった。

○ 本事業の補助要件として、災害発生時における避難所として自治体と協定を締結していることがあるものの、備蓄量が不足していたり、使用訓練が実施されていないところについては、災害発生時に避難所として機能しない状態となっているのではないかと懸念されている。また、本事業は日常的に使用している事業者に対する老朽更新の補助となっており、本来の目的とは異なる運用となっているのではないかと懸念されている。

【表1】最短距離の分布

	回答数(割合)
他の燃料タンクとの距離が2.0km未満	45 (21.5%)
うち過去に本事業で設置した燃料タンク	20 (44.4%)※
うち自治体が設置した燃料タンク	23 (51.1%)※
うち類似事業で設置した設備(天然ガス)	2 (4.4%)※
他の燃料タンクとの距離が2.0km以上	90 (43.1%)
同一市町村内に他のタンクなし	74 (35.4%)

n=209
※欄については、他の燃料タンクとの距離が2.0km未満の燃料タンク45基に対する割合

【表2】自治体の本事業を知っているか等

	回答数(割合)
本事業を知らない	98 (62.4%)
本事業による設置状況を把握している	32 (20.4%)
本事業による設置状況を把握していない	27 (17.2%)

n=157

【表3】事業者が自治体の設置状況を知っているか

	回答数(割合)
自治体における設置状況を知っている	102 (54.3%)
自治体における設置状況を知らない	86 (45.7%)

n=188 (n=209のうち有効回答先)

【表4】燃料の備蓄日数

	回答数(割合)
3日未満	36 (19.1%)
3日以上	141 (75.0%)
不明	11 (5.9%)

n=188 (n=209のうち有効回答先)

【表5】使用訓練の頻度

	回答数(割合)
半年に1回以上行っている	36 (19.1%)
1年に1回程度行っている	75 (39.9%)
2、3年に1回程度行っている	10 (5.3%)
行っていない	67 (35.6%)

n=188 (n=209のうち有効回答先)

【表6】日常的に使用しているか

	回答数(割合)
日常的に使用している	152 (80.9%)
日常的に使用していない	35 (18.6%)
未回答	1 (0.5%)

n=188 (n=209のうち有効回答先)

④今後の改善点・検討の方向性

1. 燃料タンクの設置状況等について

○ 国・自治体・事業者間で連携し、予算の効果的・効率的な執行に資するよう、自治体ごとに想定している避難人数や既に設置されている燃料タンクの設置場所等を踏まえた審査基準に見直すべき。

2. 燃料の備蓄状況及び使用訓練の実施状況等について

○ 災害発生時に避難所として機能するよう、十分な燃料が常時備蓄されているか定期的にフォローアップするなど、補助目的に沿った厳格な運用をするべき。

○ 日常的に備蓄燃料を使用していない事業者については、使用訓練の定期的な実施を補助要件にすべき。

○ また、日常的に備蓄燃料を使用している事業者については、補助率の引下げを検討すべき。